

第3次島田市環境基本計画策定支援業務公募型プロポーザル募集要領

1 実施目的

第3次島田市環境基本計画策定支援業務を委託するにあたり、ゼロカーボンシティの実現に向けて先進的・専門的知見を取り入れ、効果的な取組を進めていくために、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受注者として選定することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名：第3次島田市環境基本計画策定支援業務
- (2) 業務内容：別紙「第3次島田市環境基本計画策定支援業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間：契約締結日から令和5年3月31日（金）まで
- (4) 委託上限額：4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 支払条件：令和3年度中の支払いは行わない。令和4年度中の支払いについては、協議の上決定する。
- (6) 業務担当課

島田市地域生活部環境課環境係
所在地：〒427-0034 静岡県島田市伊太7番地の1
電話番号：0547-36-7145（直通）
FAX番号：0547-34-5501
E-Mail：kankyo@city.shimada.lg.jp

3 参加資格等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げた要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 島田市一般競争（指名競争）入札参加資格（物品購入等業者）を有していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 参加表明書兼誓約書等の提出期限の日から契約締結の日までの間に、島田市入札参加制限等措置要綱（平成17年島田市告示第159号）の規定による入札参加制限措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

4 スケジュール

	項目	日程
1	プロポーザル公告	令和3年5月28日（金）
2	質問書の受付締切	令和3年6月4日（金）正午まで

3	質問書の回答	令和3年6月9日（水）
4	参加表明書の受付締切	令和3年6月14日（月）正午まで
5	企画提案書の受付期限	令和3年7月1日（木）
6	ヒアリング、審査	令和3年7月7日（水）
7	審査結果通知	令和3年7月8日（木）

5 手続きに関する事項

(1) 参加意思表示

ア 提出書類：参加表明書（様式1）

過去5年間の実績（任意）

本業務で作成するイメージ図の参考画像（任意）

イ 提出方法：上記書類に必要事項を記載し、電子メール（件名：「プロポーザル参加表明書」）で業務担当課電子メールアドレス宛てに提出すること。業務担当課が電子メールでの着信を確認した場合には、担当より受領確認の電子メールを返送する。なお、やむを得ない事情により、電子メールで提出できない場合は、直接持参、又は郵送で提出すること。

ウ 提出期限：令和3年6月14日（月）正午まで

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類：企画提案書表紙（様式2） 1部

企画提案書（任意） 5部

イ 提出方法：郵送または持参

6 企画提案の内容に関する事項

(1) 企画提案書について

ア 企画提案書の留意事項

①企画提案書は、A4版・縦型・横書き・左上綴じの印刷物で、「企画提案書記載事項」における各項目の記載ページ数の上限を超えない範囲とする。必要に応じてA3版でも可とするが、その場合には該当ページはA4版2ページ相当分と数える。文字サイズは10.5ポイント以上とし、必要に応じて、文章を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用し、わかりやすくまとめること。

※なお、上記の記載ページには表紙及び目次の頁数は含まない。

②この手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

③企画提案書の様式は、表紙のみ指定（様式2）とし、その他は任意とするが、「企画提案書記載事項」に示す構成及び順序とすること。表紙には称号又は名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

④企画提案書は専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

⑤評価の公平性を保つため、企画提案書の表紙以外には、提案者を識別でき得る情報（社名、ロ

ゴ、製品名等)を含んではならない。

⑥企画提案書の提出は1者につき1提案とする。

イ 企画提案書記載事項

①業務実施方針等

下記(a)～(c)の事項について、任意の様式でA4版6ページを上限とし記載すること。

(a) 業務実施方針

業務にあたるスタンス、島田市と受注者の調整方法等、業務成果の向上に資する観点を含んだ業務実施方針を記載すること。

(b) 業務実施フロー

どのような手順、方法等をもって業務を進めるかを記載すること。

(c) 工程表

仕様書の策定スケジュールを参照の上、島田市との打ち合わせ、協議等も含め、業務工程が具体的に分かるよう提案すること。

②企画提案等

下記(a)及び(b)の事項について、任意の様式でA4版8ページを上限とし具体的な提案を記載すること。

(a) ゼロカーボンシティの実現に向けた施策。

(b) 実効性のある計画として市民の脱炭素型ライフスタイルへの移行を促すために市民会議で活発な議論が行われる運営方法。

ウ 業務実施体制及び業務従事者情報

契約締結後における業務の実施体制図を示すこと。(様式任意)

7 提出書類の取り扱い

- (1) 提出期限終了後は島田市の同意なく提出書類に記載された内容の変更をすることは認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、最優秀者の特定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することができる。
- (4) 提出書類(上記(3)の複製含む)は、このプロポーザルの目的以外に使用しない。
- (5) 提出書類は、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き島田市情報公開条例(平成17年島田市条例第15号)に基づき公開する場合がある。
- (6) 提案者が提供された従業員等の個人情報、このプロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。
- (7) 個人情報の取り扱いは、島田市個人情報保護条例(平成17年島田市条例第16号)により行う。
- (8) 提出書類の内容について、別途確認することがある。

8 質問及び回答

(1) 質問方法

ア 所定の質問票(様式3)を電子メールで提出すること。

イ 電子メールアドレス kankyo@city.shimada.lg.jp

(2) 質問票提出期限 令和3年6月4日(金)正午まで

(3) 質問の回答方法

質問への回答は、質問者の名前を伏せて市ホームページに掲載する。ただし、本事業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。なお、質問への回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

(4) 質問の回答日 令和3年6月9日(水)

9 審査の方法

(1) 審査会の設置

提出された企画提案書等を基に最も優秀な提案者を選定するため、島田市環境基本計画策定支援業務に関する審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、審査を行う。

(2) 審査方法

「10 審査の基準」に基づき、企画提案書等の内容及びヒアリングから総合的に採点し、最も評価点の高かった者を最優秀者として選定する。また、評価点の2番目に高い者を次点者とする。

ただし、評価項目の最高得点(140点)の6割未満の得点のものは選定しない。

最高得点の者が同点の場合は、委員会において審議し、選定する。

(3) ヒアリング

企画提案書を提出した者から、以下のとおりヒアリングを行う。

①実施日 令和3年7月7日(水)

②出席者 業務主任者を含む3人以内

③内 容 企画提案内容の説明及び質疑応答

④時 間 1者につき質疑応答を併せ30分以内

⑤その他 ヒアリングは非公開とし、会場、時間等は別途連絡する。

提案内容の説明は、提出した資料のみを用いて行うものとし、説明支援機器等の使用は認めない。また、ヒアリングの追加資料及び企画提案書等に記載していない新たな情報の使用、提示は認めない。

※参加者多数の場合には、提出書類等により、あらかじめヒアリングの参加者を5者程度に選定する場合がある。

10 審査の基準

企画提案書等の評価項目、判断の着目点及び配点は、別紙「評価項目一覧表」のとおりとする。なお、最高得点は140点とする。

11 審査結果の通知

審査完了後、結果のみを後日参加者全員に文書で通知するとともに、市ホームページで公表する。また、結果に対する異議、審査内容に係る質問等は受け付けない。

12 担当部署との協議

最優秀者として選定された者は、候補者として契約締結に向けて仕様書の細目について業務担当課と協議を行う。協議に際しては、必要に応じ候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、候補者は誠実に協議に応じなければならない。

なお、候補者との協議が不調となったときは、審査による順位づけに基づき次点の者を候補者とし、契約締結に向けた交渉を行う。

13 その他

- (1) この公募型プロポーザルに参加する者は、この実施要領を熟読し、これを遵守すること。
- (2) この公募型プロポーザルに参加する者は、この実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 当該業務の委託先については、選定された最優秀者をその候補として、業務内容、仕様書等の契約内容を本市と協議した上で決定する。すなわち、最優秀者の選定をもってその企画提案の内容全てを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をしたと島田市が判断した場合には、当該企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加資格停止措置を行うことがある。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。
 - ア 参加資格等、提出書類等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - イ このプロポーザルを公告した日以後、審査委員会委員と当該業務に関する接触を求めた場合

(別紙)

番号	評価項目	評価の着目点	配点	
1	事業者の実績	事業者の実績は、官公庁の計画策定、政策立案等に関わる業務経験であるか。	10	
2		事業者の実績は、脱炭素に資するものであるか。	20	
3	業務実施体制と工程	業務実施にあたって、業務工程と人員配置や体制等、適切で実現可能なものになっているか。	10	
4	企画提案	実施方針	仕様書の内容を踏まえ、目的や条件を理解した提案となっているか。	20
5		事業背景の理解	国・県の動向や、島田市を取り巻く現状など、事業背景を総合的に理解した提案であるか。	20
6		提案(a)	ゼロカーボンシティの実現に向けてバックキャストで取り組んでいくための仕組みの構築や実施方法及び市への支援の方法について実績に基づいた具体的かつ効果的な提案がなされているか。	30
7		提案(b)	計画策定の過程で市民の理解を深め、行動変容を促すための取組の実施方法及び市への支援の方法について実績に基づいた具体的かつ効果的な提案がなされているか。	20
9		ヒアリング時の説明	説明が論理的でわかりやすいか。	10
10			質疑に対する回答が明確なものとなっているか。	
合計点			140	